

市内中小企業者の資金繰りを支援！

原油価格や物価の高騰等により、資金繰りの悪化など事業活動に深刻な影響を受けている市内の中小企業や組合を対象に、資金供給の円滑化を図るため、宮崎県が創設した「原油・原材料高対策特別貸付」を利用した利子補給を実施します。

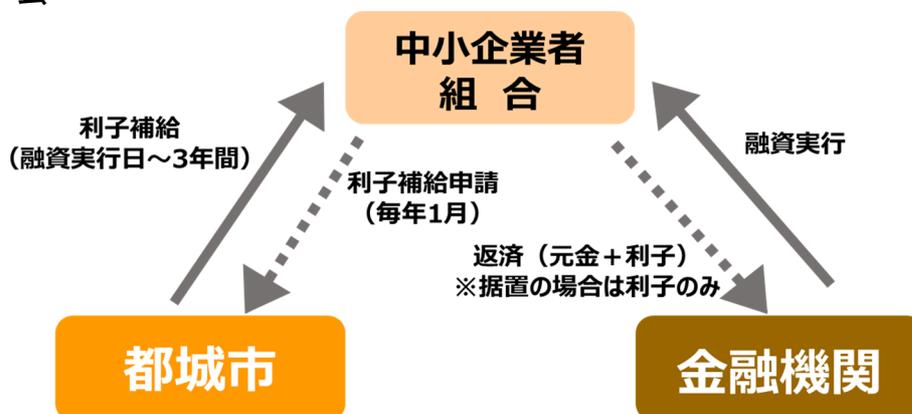
●対象貸付：宮崎県中小企業融資制度「原油・原材料高対策特別貸付」

原油・原材料高対策特別貸付の概要			
保証区分	①セーフティネット保証4号	②セーフティネット保証5号	③一般保証
融資対象者 ※1	原油・原材料価格高騰の影響により、最近3か月の月平均売上高総利益額が前年同期又は前々年同期月平均売上高総利益額に比べて3%以上減少している中小企業者等		
	+	+	
	かつ、セーフティネット保証4号認定を受けた中小企業者等	かつ、セーフティネット保証5号認定を受けた中小企業者等	都城市が利子補給 3年間「実質無利子」
融資限度額	運転資金：3,000万円（組合8,000万円）		
融資期間	10年以内（据置期間3年以内）		
融資利率 ※2	年0.8～1.3%	年1.0～1.5%	年1.0～1.5%
保証料率	年0.0%		年0.25%
取扱期間	令和4年7月1日～令和4年9月30日		

※1 ①、②のセーフティネット保証認定は、事前に市の認定を受ける必要があります。

※2 融資利率は、融資期間に応じて設定されます。

- 補給期間：融資実行日から最長3年間
- 補給範囲：対象期間中の利子(年利子0.8～1.5%)全額
- 事業スキーム



【問い合わせ】 商工政策課 電話 23-2983